



2022年7月6日

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星
代表者名 代表取締役社長 競 良一
(東京スタンダード・コード 5820)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6261-8881

新株予約権無償割当て差止めの仮処分の決定に対する保全異議の申立てに関するお知らせ

2022年7月1日付「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立ての結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2022年7月1日付で大阪地方裁判所において差止仮処分の決定（以下「本決定」といいます。）がなされておりますが、当社は、2022年7月6日、大阪地方裁判所において、本決定に対する保全異議の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 保全異議の申立てに至った経緯

当社が、2022年5月18日開催の取締役会において決議いたしました第1回A新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）について、当社株主であるアダージキャピタル有限責任事業組合から、本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立てがなされておりました。

そして、2022年7月1日、大阪地方裁判所において「債務者（当社）が、令和4年5月18日に開催された取締役会の決議に基づき現に手続中の新株予約権の無償割当てを仮に差し止める」旨の決定がなされました。当社は、これを不服とし、2022年7月6日、本申立てを行いました。

2. 保全異議の申立てを行った年月日

2022年7月6日

3. 今後の方針及び見通し

当社は、本決定が認められる理由はなく、本決定は直ちに是正されるべきものと考えておりますが、本決定を踏まえ本新株予約権の無償割当てを中止する場合の条件等につき見直しも行っており、本新株予約権の無償割当てが相当なものであることがさらに明確になったと考えております。当社は、引き続き、本新株予約権の無償割当ての適法性を主張・立証してまいります。

以上